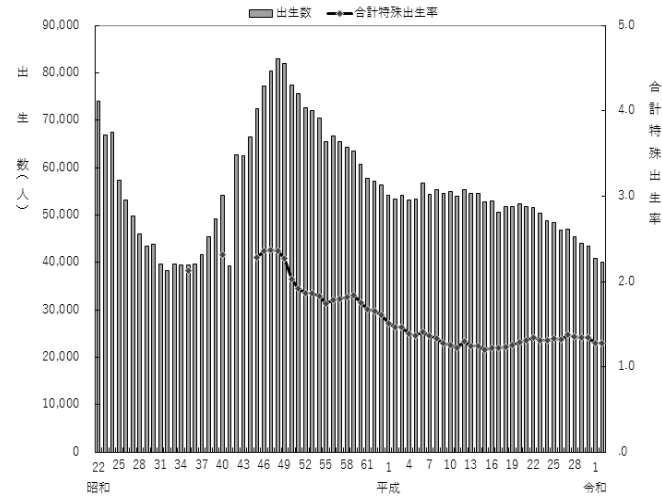


ページ	修正理由	修正案	現行
1	令和元年の風水害について追記	<p>第1章 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。<u>また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。</u></p> <p><u>また、近年、大雨や台風、低気圧や前線、竜巻などの突風による風水害が多発しており、本県でも令和元年に房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の3つの大きな災害が連続して発生し、大きな被害をもたらした。とりわけ房総半島台風においては、大規模な停電が長期間発生し、全国的にもほぼ前例がない停電を理由とした災害救助法の適用を行ったところである。</u></p> <p>(中略)</p> <p>本計画は、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、<u>迅速な復旧、かつ従前より強靱な姿で復興が可能な</u>千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと、県土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、作り上げるために策定するものである。</p> <p>2 本県の地域特性</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 社会経済特性</p> <p>本県は、高度経済成長期以降、東京湾の埋立地域・内陸工業団地を中心とした工業の発展や、東京に近いという利便性の高さにより、急速に宅地化が進み、昭和40年（1965年）前後から急激に人口が増加してきた。県人口は増加を続け、令和2年（2020年）に628万7千人（国勢調査の速報値）となったが、<u>今後は減少傾向に転じ、中長期的には、少子高齢化の進行により、人口構造が大きく変わることが見込まれている。</u></p>	<p>第1章 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。<u>また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。</u></p> <p><u>また、近年、気候変動に伴い、豪雨や突風被害が頻発するなど、災害は多岐にわたってきている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>本計画は、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、<u>迅速な復旧、復興が可能な</u>千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと、県土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、作り上げるために策定するものである。</p> <p>2 本県の地域特性</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 社会経済特性</p> <p>本県は、高度経済成長期以降、東京湾の埋立地域・内陸工業団地を中心とした工業の発展や、東京に近いという利便性の高さにより、急速に宅地化が進み、昭和40年（1965年）前後から急激に人口が増加してきたが、<u>長期的には、県の総人口は減少するとともに、少子高齢化の進行により、人口構造が大きく変わることが見込まれている。</u></p>
1	事前に備えるべき目標との整合		
3	本県における人口減少は、既に目前に迫っているため。		

4 時点修正

(中略)

【千葉県の出生数と合計特殊出生率の推移】



(平成27令和2年人口動態統計より)

4 時点修正

【千葉県の年齢3区分別人口割合の推移】

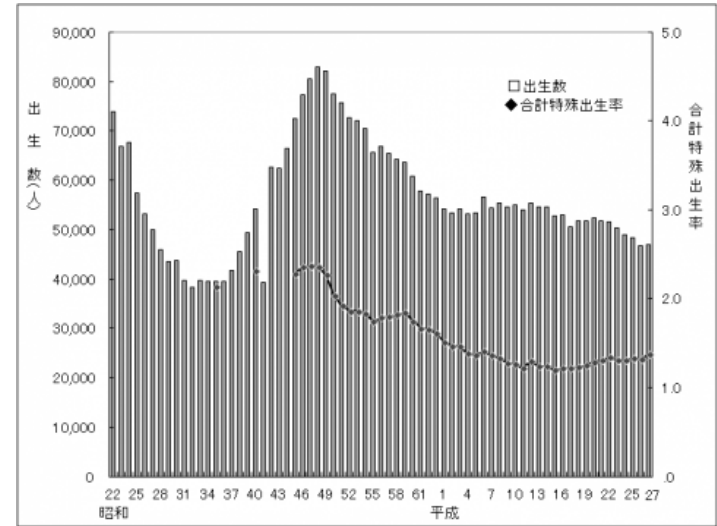
図3 年齢3区分別人口割合の推移

年	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	老年人口割合 (%)
平成26年	12.9	63.3	23.8
平成27年	12.7	62.5	24.7
平成28年	12.6	62.0	25.4
平成29年	12.4	61.6	26.0
平成30年	12.3	61.3	26.4
平成31年	12.1	61.1	26.8
令和2年	12.0	61.0	27.0

(千葉県年齢別・町丁字別人口より)

(中略)

【千葉県の出生数と合計特殊出生率の推移】



(平成27年人口動態統計より)

【千葉県の年齢3区分別人口割合の推移】

図3 年齢3区分別人口割合の推移

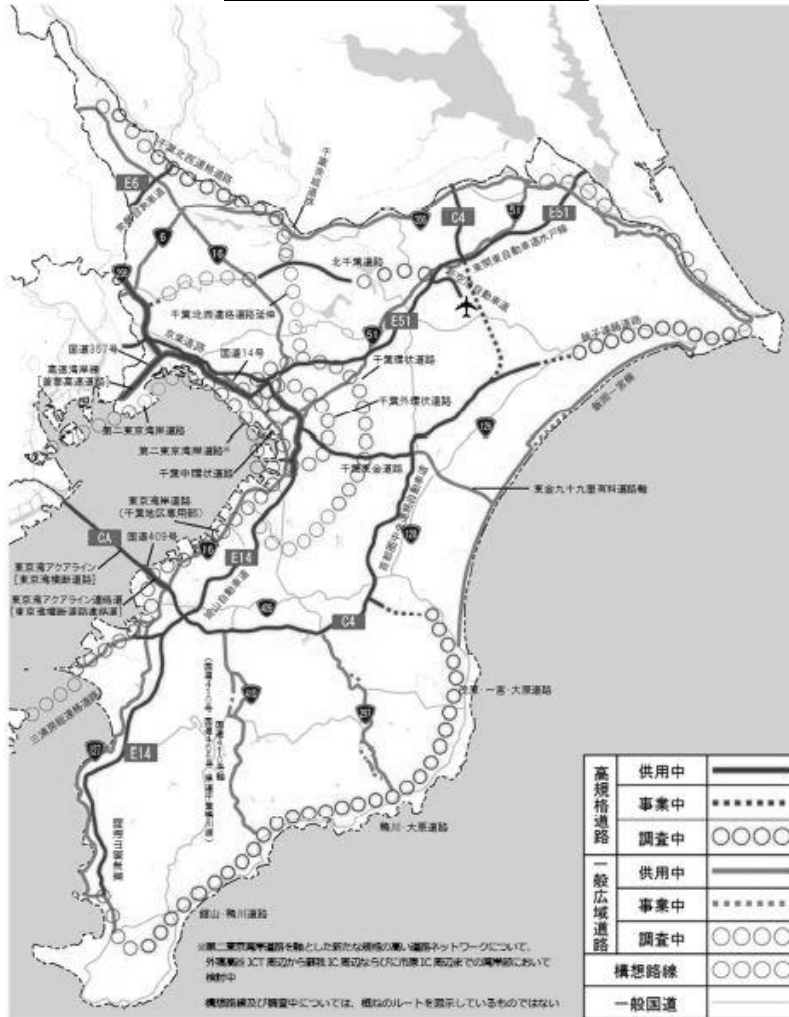
年	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	老年人口割合 (%)
平成22年	13.3	66.2	20.5
23年	13.3	65.9	20.8
24年	13.1	65.2	21.7
25年	13.0	64.2	22.8
28年	12.9	63.3	23.8
27年	12.7	62.6	24.7
28年	12.6	62.0	25.4

(千葉県年齢別・町丁字別人口より)

6 時点修正
6 時点修正

(中略)

【広域道路ネットワーク図】



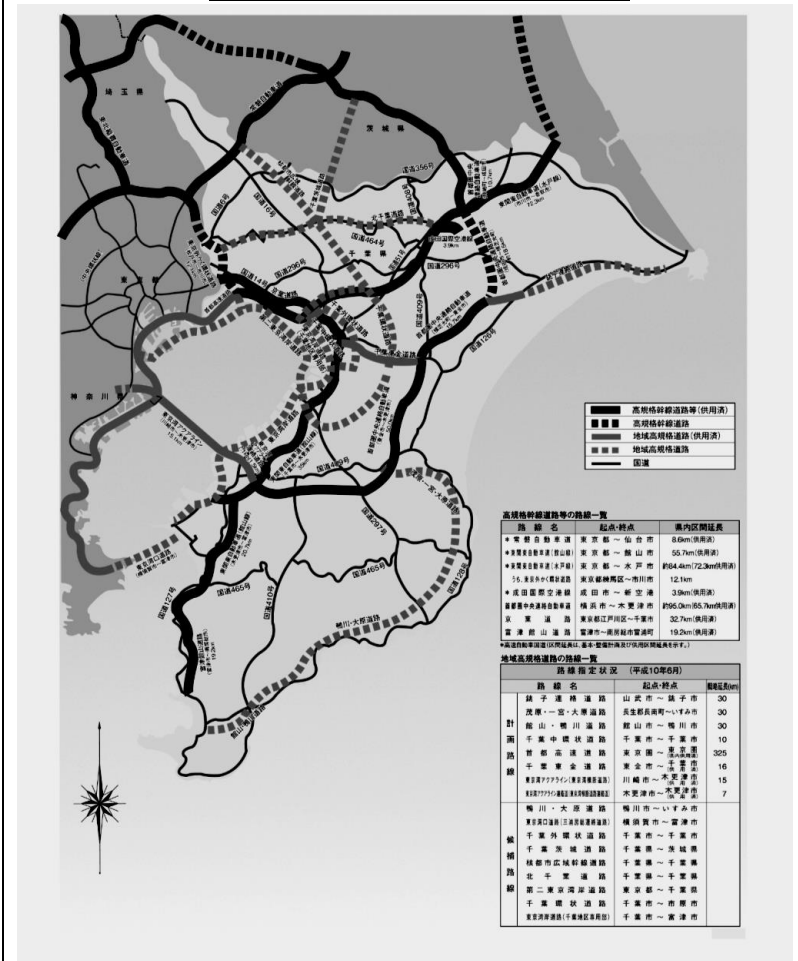
（「千葉県広域道路交通ビジョン・計画（R3.6策定）」をもとに作成）

3 目指すべき姿

6 時点修正

(中略)

【千葉県の道路網及び主要施設】



（「新 輝け！ちば元気プラン」をもとに作成）

3 目指すべき姿

7	事前に備えるべき目標との整合	<p>本計画によって、大規模自然災害から県民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、<u>迅速な復旧かつ従前より強靱な姿で復興を可能にする</u>が<u>できる</u>ことに加え、交通、産業、エネルギー供給、食糧供給など、首都圏の一翼を担う本県のポテンシャルを最大限に活用し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくとともに、幅広い分野の強靱化を推進することにより、本県の持続的成長を促進していく。</p>	<p>本計画によって、大規模自然災害から県民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、<u>迅速な復旧復興を可能にする</u>ことに加え、交通、産業、エネルギー供給、食糧供給など、首都圏の一翼を担う本県のポテンシャルを最大限に活用し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくとともに、幅広い分野の強靱化を推進することにより、本県の持続的成長を促進していく。</p>
8	基本計画との調和を図る	<p>4 計画の位置づけ及び構成 (中略) (2) 計画の構成 本計画は、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、重点的に取り組むプログラム（注）を選定することとした。</p>	<p>4 計画の位置づけ及び構成 (中略) (2) 計画の構成 本計画は、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、重点的に取り組むプログラム（注）を選定することとした。</p>

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本県の地域特性⇒ 本県の自然特性、社会・経済特性について解説。
- 3 目指すべき姿
- 4 計画の位置づけ及び構成
- 5 基本目標⇒ 4つの基本目標を設定。
- 6 事前に備えるべき目標⇒ 8つの事前に備えるべき目標を設定。

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定
⇒ 2.7.4.2のリスクシナリオを設定。
- 3 施策分野の決定
⇒ 個別施策分野10、横断的分野2.5
- 4 評価の実施手順
- 5 脆弱性評価結果

(別記1) プログラム(注)ごとの脆弱性評価結果
「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。

(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果
1.3.1.5の施策分野ごとに現状の施策の脆弱性を分析・評価。

第3章 強靱化の推進方針

- 1 プログラムごとの推進方針
- 2 施策分野ごとの推進方針
⇒ プログラムごとの脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を検討。
また、1.3.1.5の施策分野についても、今後必要となる施策を推進方針として整理。
⇒ 進捗管理のための重要業績指標(KPI)を設定。

※プログラム
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための全庁横断的な施策のみをまとり。

第4章 計画の推進と進捗管理

⇒ プログラムについて、「人命の保護」を最優先として、優先的に取り組むべき1.6.2.0の重点化プログラムを選定するとともに、計画を着実に推進するための進捗管理や計画の見直しについて提示。

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本県の地域特性⇒ 本県の自然特性、社会・経済特性について解説。
- 3 目指すべき姿
- 4 計画の位置づけ及び構成
- 5 基本目標⇒ 4つの基本目標を設定。
- 6 事前に備えるべき目標⇒ 8つの事前に備えるべき目標を設定。

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定
⇒ 3.7のリスクシナリオを設定。
- 3 施策分野の決定
⇒ 個別施策分野10、横断的分野3
- 4 評価の実施手順
- 5 脆弱性評価結果

(別記1) プログラム(注)ごとの脆弱性評価結果
「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。

(別記2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果
1.3の施策分野ごとに現状の施策の脆弱性を分析・評価。

第3章 強靱化の推進方針

- 1 プログラムごとの推進方針
- 2 施策分野ごとの推進方針
⇒ プログラムごとの脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後必要となる施策を検討。
また、1.3の施策分野についても、今後必要となる施策を推進方針として整理。
⇒ 進捗管理のための重要業績指標(KPI)を設定。

※プログラム
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための全庁横断的な施策のみをまとり。

第4章 計画の推進と進捗管理

⇒ プログラムについて、「人命の保護」を最優先として、優先的に取り組むべき1.6の重点化プログラムを選定するとともに、計画を着実に推進するための進捗管理や計画の見直しについて提示。

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる直接死を最大限防ぐ
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン（※）を含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するの被害を最小限に留めるとともに、これらの早期に復旧を図るさせる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速にかつ従前より強靱な姿で再建・回復復興できる条件を整備する

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能（新設）は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン（※）を含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な（新設）二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する